

アルコールチェック

義務化 対応ガイド



2023年12月1日より、いわゆる白ナンバーの車を保有する事業者にも運転者のアルコール検知器を使用してのアルコールチェックが義務化されます。義務化のあらましと事業者としての対応についてまとめました。

令和5年版の『交通安全白書』によると、令和4年中に発生した自動車、自動二輪車または原動機付自転車運転者の飲酒運転による交通事故発生件数は2167件、交通死亡事故件数は120件ありました。事故の発生件数自体は減少傾向にあるものの、近年はその減少幅が縮小しています。

飲酒運転の厳罰化、飲酒運転根絶の社会的な機運が高まるなか、社用車を保有する企業にも、社員が飲酒運転をしないよう、これまで以上に注意を払う責任が求められています。

アルコールチェック義務の対象者の拡大

これまでアルコール検知器を使つてのアルコールチェックが義務付けられていたのは、次の事業者でした。

- ・一般旅客自動車運送事業者
- ・特定旅客自動車運送事業者
- ・一般貨物自動車運送事業者
- ・特定貨物自動車運送事業者
- ・貨物軽自動車運送事業者
- ・バス事業者やタクシー、ハイヤー、トラックなどを保有するこれらの自動車運送事業者は、点呼に

おいて運転者の酒気帯びの有無を確認する際に、アルコール検知器の使用が義務化されました。これらいわゆる「緑ナンバー」（営業用自動車）を使用する事業者に加えて、白ナンバー（自家用自動車）の車を保有する事業者にも、義務化の対象が広がることとなります。

対象となるのは安全運転管理者を置く企業

今回、アルコール検知器の使用が義務付けられるのは、「安全運転管理者」の選任を必要とする企業です。

1 事業所あたり一定台数以上の自動車を使用する者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行なう者として、安全運転管理者の選任を行なわなければなりません。

具体的には、乗車定員が11人以上の自動車は1台以上、その他の自動車は5台以上を使用する場合には、安全運転管理者を選任する必要があります。

また、台数が20台以上40台未満の場合には副安全運転管理者を1

人、40台以上の場合は20台を増すごとに1人の副安全運転管理者を選任することが必要です。

自動二輪車（原付は含みません）を保有する場合には、0・5台とカウントします。

顧客や社員を送迎するためのマイクロバスを保有していたり、多くの営業担当者が社用車で営業活動や自社製品の配送を行なったりする企業は該当することになります。

安全運転管理者には誰でもなれるわけではありません。20歳以上（副安全管理者が置かれる場合は30歳以上）で、かつ、自動車の運転の管理に関し2年以上の実務経験を有する者等、という条件があります。

また、副安全運転管理者になれるのは、20歳以上で、自動車の運転の管理に関し1年以上の実務経験を有する者等です。

安全運転管理者および副安全管理者（以下「安全運転管理者等」といいます）を選任したときは、選任した日から15日以内に都道府県公安委員会へ届出を行なう必要があります。また、安全運転管理者等は、年1回の安全運転管理者等法定講習を受講する必要があります。

ます。

安全運転管理者等の業務には、次のようなものがあります。

- ・運転者の状況把握
- ・安全運転確保のための運行計画の作成
- ・長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- ・異常気象時等の安全確保の措置
- ・点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示

- ・運転日誌の備付けと記録
- ・運転者に対する安全運転指導

また、令和3年6月、千葉県八街市において飲酒運転のトラックによる交通事故が発生したことを背景に「飲酒運転防止に関する業務」が加えられました。

具体的には、

- ① 安全運転管理者に対し、目視等により酒気帯びの有無の確認を行なうことおよびその内容を記録して1年間保存することを義務付ける規定

- ② 安全運転管理者に対し、アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行なうことならびにその内容を記録して1年間保存することおよびア

ルコール検知器を常時有効に保持することを義務付ける規定が、道路交通法施行規則に盛り込まれました。

ただし、世界的な半導体不足によってアルコール検知器が調達できないといった状況があったことから、アルコール検知器の使用についての規定は当分の間適用せず、目視等によるチェックだけよいこととされています。

ようやく調達不足の問題が落ち着いたため、令和5年12月1日からアルコール検知器の使用義務化が適用されることになりました。

飲酒運転の罰則と企業の責務

飲酒運転の運転者には、次のような厳しい罰則が設けられています（加えて行政処分の対象となる違反点数が課されます）。

- ・酒酔い運転……5年以下の懲役 または100万円以下の罰金
- ・酒気帯び運転……3年以下の懲役 または50万円以下の罰金

また、状況によっては運転者だけでなく、企業の代表者なども責任を負うケースもあります。さらに、従業員が飲酒運転で人

身事故を起こした場合には、企業にも民事責任が生じ損害賠償を支払う必要が出てきます。

運送事業者の場合は、運転手による酒酔い・酒気帯び運転があったときに、次のような処分が科せられます。

・事業者が飲酒運転を下命、容認していた場合……14日間の事業停止

・飲酒運転を伴う重大事故があり、かつ、事業者が指導監督義務に違反していた場合……7日間の事業停止

・飲酒運転等にかかわる道路交通法通知等があるにもかかわらず、事業者が指導監督義務に違反していた場合……3日間の事業停止

・酒酔い・酒気帯び乗務があった場合……初違反は100日間の車両使用停止、再違反は200日間の車両使用停止

このようなことが起こらないよう、安全運転管理者等はアルコールチェックをはじめ自動車の安全運転を確保するための業務を行ないますが、もし企業が安全運転管理者等を選任していなかった場合は、選任義務違反となり、50万円以下の罰金が科せられます。

また、安全運転管理者が必要なアルコールチェックを行わず、安全な運転を確保するための役割を果たしていないと判断された場合、公安委員会が安全運転管理者等の解任を命じることができるようになっています。

これに従わず対応を怠った場合も、50万円以下の罰金が科せられます。

 **アルコール検知器の
選び方**

これまで目視によってアルコールチェックを行っていた企業も、アルコール検知器を導入しなければならなくなりました。

酒気帯びの有無の確認に使用する検知器は、「呼気中のアルコールを検知し、その有無またはその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する検知器」と定められています。

道路交通法では特にそのしくみについては指定されていません。息を吹きかける方法で検査するもので、正常に動作するものであればかまいません。

呼気中のアルコール濃度が0・15mg/l以上になると酒気帯び

と判断されます。大きく分けると、アルコールを検知するセンサーには、電気化学式（燃料電池式）と半導体式があります。

電気化学式（燃料電池式）ガスセンサーは、化学反応によってアルコールを検知します。呼気に含まれるアルコールを燃料として電気を発生させ、発生量が多いほどアルコール濃度が高いと判定します。アルコール以外のガスへ比較的反応しにくいいため、高精度の測定ができます。

半導体式ガスセンサーは、センサー表面に付着する酸素量による半導体の抵抗値の変化によってアルコールを検知します。飲酒をするるとアルコール成分によって呼気中の酸素量が減少して電気抵抗値が低くなり、体内のアルコール濃度が高いと判定されます。検知結果をすばやく確認でき、比較的安価に購入できますが、香水などアルコール以外の匂いの強いものに反応してしまうことがあります。

形状別では、「ハンディ（携行型）」と、事務所の卓上に置く「据置型」があります。

ハンディ型は持ち運びしやすく、出先でも検査ができるのが特徴です。出張が多い営業職や技術

職など、事業所外でアルコールチェックを行なう機会がある場合に向いています。

据置型は持ち運びに不便なものもありますが、安全運転管理者等がいるところで必ず「対面」で行なうことになるので、不正がしにくいというメリットがあります。

また、検知器に息を吹きかけて検査をする方式のものと、ストロークやマウスピースを使って息を送り込むタイプがあります。ストロークやマウスピース式は周辺の酸素の影響を受けないため、より高精度の検査ができます。

それぞれデータを保存・管理できるものや、しっかりと息を吹かないと反応しない不正防止機能を備えたものなど、様々な機能をもつものが登場しています。

コストや使い勝手を勘案して自社に合ったものを選びましょう。安全運転管理者には、アルコール検知器を「常時有効に保持すること」も義務付けられました。

ここで注意しなければならぬのは、適切なメンテナンスをしていてもアルコール検知器のセンサーには寿命があることです。

「購入後1年経過、または1000回測定した場合のどちらか早

いほう」など、機種ごとにセンサーの寿命が定められていますので、取扱説明書にしたがって適切に使用し、定期的に保守や点検、交換を行なう必要があります。

 酒気帯びの確認のしかた

アルコールチェックの対象となるのは「運転しようとする運転者および運転を終了した運転者」です。運転中の業務があるなら、直行直帰や出張中など事業所に出社しない場合でもアルコールチェックを行なわねばなりません。

そのタイミングについては必ずしも個々の運転の直前・直後にその都度行なわなければならないのではなく、「運転を含む業務の開始前や出勤時、および終了後や退勤時に行なうことで足りる」とされています。

酒気帯びの有無の確認とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいい、「対面」が原則です。

対面の確認が困難な場合には、次のような対面と同視できるような方法をとることが求められています。

① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する

② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる
つまり、支店や営業所にアルコール検知器を設置し、それぞれに朝確認させて自己報告をさせる、という管理では不十分です。

安全運転管理者による確認が困難な場合には、副安全管理者または安全運転管理者の業務を補助する者に確認を行なわせることは差し支えありませんが、誰かが責任をもつて、対面またはそれに準じた確認を行なわねばなりません。直行直帰や出張中など、対面での確認が困難な場合には、パソコンやスマートフォンのビデオ通話などを利用して、検知器の結果だけでなく顔色や声の調子を確認できるように環境を整えておく必要があります。

また、日常生活にはアルコールを含むものがいろいろとあるの

■運転前後のアルコールチェック確認結果表の例

年		月度									
日	時	運転者氏名	車両番号	運転前後	確認の方法	酒気帯びの有無	確認者氏名	指示事項	その他	チェック欄	
				運転前	対面・検知器	有・無					
				運転後	その他()						
				運転前	対面・検知器	有・無					
				運転後	その他()						
				運転前	対面・検知器	有・無					
				運転後	その他()						
				運転前	対面・検知器	有・無					
				運転後	その他()						
				運転前	対面・検知器	有・無					
				運転後	その他()						
				運転前	対面・検知器	有・無					
				運転後	その他()						
				運転前	対面・検知器	有・無					
				運転後	その他()						

で、飲酒していなくてもアルコール検知器に反応があらわれることがあります。

たとえば、パンや発酵食品などアルコールを含む食品を口にしたとき、歯磨き粉や口臭液、アフタ

ーシエーブローションなどを使用したときなど、アルコールを検知してしまう可能性があります。

新型コロナウイルス対策としてアルコール除菌が広まったことから、手指や検知器をアルコールで

除菌したために誤検知が生じることもあるようです。

アルコール検知器協議会は、アルコール検知器を使用するときには、次の4つの手順を実行することを推奨しています。

- ① 手指をアルコール除菌
 - ② 石鹸で手指洗い
 - ③ アルコール検知器を使用
 - ④ 手指をアルコール除菌
- アルコール反応があらわれたときには、本人に飲酒以外でそうしたものを口にしたり使用したりしていないかを確認します。聞き取りの結果、飲酒以外の飲食による可能性が高いと考えられたときには水うがいをし、一定時間（15分以上が推奨されています）空けて再測定します。
- それでもアルコールが検知されたときには、乗車を禁止し、運転にかかわる業務はアルコールチェックをクリアし

た別の者が対応する必要がありま
すから、時間に余裕をもって行な
いましょう。

**確認の結果の
保存義務**

酒気帯びの有無を確認した際には、以下の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存しなければならなくなりました。

- ① 確認者名
 - ② 運転者
 - ③ 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号または識別できる記号、番号等
 - ④ 確認の日時
 - ⑤ 確認の方法（対面でない場合は、具体的方法）
 - ⑥ 酒気帯びの有無
 - ⑦ 指示事項
 - ⑧ その他必要な事項
- 記録方法は上表のような紙のシートを使っても、デジタルでの管理でもかまいません。
- アルコール検知器によっては、管理ツールやアプリと連動して記録を残せるものもあります。
- また、アルコールチェックの結果を運転日報や日常点検記録などとあわせて一括管理できる社用車

管理ツールを活用すれば、担当者
の業務負担を削減でき、効率化に
もつながるでしょう。

飲酒運転や酒気帯び運転で事故
を起こした場合には、運転者自身
はもちろん、企業も社会的責任が
問われます。

体内に入ったアルコールはすぐ
には消えません。個人差はあるも
の、一般にビール中瓶1本（5
00ml）を摂取した場合、体内で
分解するには約4時間かかると考
えられます。少し休んだら大丈夫
だと、気軽に思っていないでしょ
うか。

また、飲酒時、自動車はさすが
に運転しなくても、自転車にはつ
い乗ってしまうという人はいない
でしょうか。自転車も道路交通法
で飲酒運転は禁止されており、違
反した場合には懲役刑の対象とも
なり得ます。

社内体制を整え、法令に則って
アルコールチェックを行なうとと
もに、飲酒運転根絶のポスターを
社内に掲示したり、安全運転につ
いての情報提供や勉強会を開いた
り、社内に「飲酒運転は絶対に許
されない」という意識を共有する
ための啓蒙活動も大切です。